

活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合  
〔物価の上昇等を踏まえた基礎控除等の額の適時の引上げの具体的な方策の検討について〕

〔 令 7 . 5 . 2 9  
活 2 - 4 〕

# システム開発ベンダーヒアリング (源泉徴収義務者の事務負担) への意見について

令和7年5月29日

税務システム連絡協議会

# 税務システム連絡協議会について

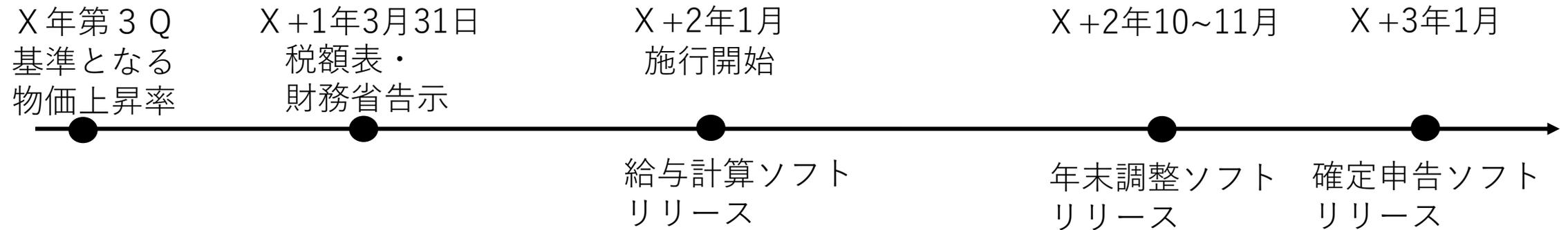
設立年月日	平成6年10月27日（第32期）
目的	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 本会は、国税当局及び地方税共同機構と、税務システム業界との窓口として、相互の事務連絡、情報交換及び協議等の円滑化を図り、もって税務行政の円滑な執行に資することを目的とする。</li><li>2. 本会は、社会、経済の情報化に即応しつつ、ユーザの利便性の向上を図るとともに、税務申告書等の規格化、電子申告・納税等の促進に貢献することにより、税務行政のICT化に寄与し、もって適正な申告納税制度の確立に努めることを目的とする。</li></ol>
会員企業数	税務及び財務関連システムを開発・販売・サポートする企業 38社（令和7年4月1日現在）
代表幹事会社	株式会社TKC
幹事会社	株式会社NTTデータ 株式会社ミロク情報サービス 日本ICS株式会社

物価調整のイメージ 1～3 について

# 1. 物価調整のイメージ1～3について

## 【システム開発ベンダーの対応等にかかる負担①】

1. 改正後の税額表と電子計算機特例に係る財務省告示が、例年の改正税法の公布時期（3月末）に公布・告示されれば、いずれのイメージの場合もシステム改修（改正前後の税額表の組み込み等）は可能。



※令和7年度改正のような、**適用時期が年の中途となる改正の場合、年末調整を実施する日によって適用すべき控除額等が変わることとなり、システム改修の負担は極めて大きい。**

2. 一定のシステム改修作業を伴うため、**改正の頻度が高くなるほど、改修作業の負担は増大。**  
一例をあげると、基礎控除の改正（税額表の改正を含む。）がある場合、組み込み・動作確認を含めると、約2人月を想定（システム組み込み作業の内容は、次スライド参照）。

# 1. 物価調整のイメージ1～3について

## 【システム開発ベンダーの対応等にかかる負担②】

(ご参考) システム組み込み作業の内容

基礎控除額及び税額表が変わる場合のソフトウェア改修作業としては、次のようなものがある。

さらに、これらの改修内容について、システムが正常に動作しているかを確認するため、様々な条件でテストを実施。

### (1) 給与計算ソフト

① 税額表の内容をシステムで取り扱うデータ形式に変換する作業(具体的にどのような形式かは、ベンダーによる。)

② 給与の支給年月をもとに、改正前後の税額表に切り替えるプログラムの実装

※単純に税額表を洗い替え的に置き換えるのではなく、ユーザが前年12月の給与計算をやり直す場合など様々な条件を想定して、税額表の切り替えが正常に動作するように実装する必要あり。また、税額表の切り替えをユーザが手動で行うタイプのソフトウェアの場合は、システム設定画面の改修などの工数が発生。

### (2) 年末調整ソフト

① 改正後の基礎控除額による年税額の計算処理の改修

② 源泉徴収票等のレイアウトに変更がある場合の、印刷プログラムや電子申告データ (XML) 作成プログラムの改修

### (3) 確定申告ソフト

① 改正後の基礎控除額による申告納税額の計算処理の改修

② 所得税申告書のレイアウトに変更がある場合の、印刷プログラムや電子申告データ (XML) 作成プログラムの改修

③ 納税者に税制改正内容などを説明するための文書の印刷機能の組み込み

# 1. 物価調整のイメージ1～3について

## 【システム開発ベンダーの対応等にかかる負担③】

3. 改正後の税額表について、公布（改正税法の官報掲載）と同時期とまではいかなくとも、6月～7月頃に国税庁ホームページに公開（Excel形式のファイル等）されれば、システム改修作業に早期に着手することが可能となり、負担の抑制（ピークの分散化）が期待できる。

（補足）

- ・ 9月頃には年末調整関連の各種様式や記載要領が公表されるため、その後は、年末調整関連のシステム改修作業のピークとなる。
  - ・ 税額表改正に関する開発作業を前もって実施できればピークの分散化になる。
4. システムベンダーは、バージョンアップ時に税制改正の内容やシステム改修の内容をユーザに告知する業務や、サポートデスクへの質問等の回答業務を行っている。改正に関する情報が、国から事業者や納税者に十分に周知されないと、これらの告知・質問回答業務の負担が増大。

# 源泉徴収義務者の事務負担について

## II. 源泉徴収義務者の事務負担について

### 【改正により生じると考えられる事務負担】

給与計算ソフトの利用	事務負担の内容
利用あり	税額計算処理の変更には利用する給与計算ソフトのバージョンアップ等に対応するため、税額計算処理そのものが直接的な負担とはならない。
利用なし	<p>①給与支払時 表計算ソフト等で計算しているケースが多いため、改正後の税額表（もしくは電子計算機による特例の告示）に対応した計算を行うよう表計算ソフトの修正作業等の負担が発生。</p> <p>②年末調整時 年末調整を税理士等に委託していない場合、表計算ソフトの税額計算処理の修正作業等の負担が発生。</p>
利用あり・なしにかかわらず発生する負担  <div data-bbox="173 1036 580 1139" style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">(詳細は後述)</div>	<p>①給与支払時 1)前提となる扶養親族等を正しく従業員に申告させるための業務負担があり、税制改正の内容と頻度により負担が増大する。 2)手取りの額が変わるため、その理由を従業員に説明する負担が発生する。</p> <p>②年末調整時 年末調整関連の申告書を正しく従業員に申告させるための業務負担があり、税制改正の内容と頻度により負担が増大する。</p>

給与計算ソフト利用の有無にかかわらず生じる負担は無視できないと考えられる

## II. 源泉徴収義務者の事務負担について

### 【事務負担の具体的な内容①：給与支払時】

事務負担の種類	事務負担の具体的な内容
扶養控除申告書などを適正に提出させるための説明・周知	基礎控除にあわせて、源泉徴収段階の扶養人数等の算出基準が改正される場合、 <b>扶養控除等申告書を正しく提出させるための説明、周知</b> を行う。 1)全従業員への同報メール文書 2)業務連絡文書の掲示 3)従業員が提出した申告書のチェック作業の負担増加 (※) 4)申告書に不備がある場合の対応業務 (差戻・再提出)増加 (※)
手取り額が変わることの説明・周知	基礎控除が改正されたことや、 <b>手取り給与が変動する理由を下記のような手段で説明</b> する。 1)全従業員への同報メール 2)業務連絡文書の掲示 3)税額が変わる従業員の給与明細への「手取り給与が変わる理由」のコメント記入 4)従業員からの質問への回答 5)経理担当者向けや従業員向け社内研修の開催

※**従業員の税務リテラシーは必ずしも高くない**（収入と所得の違いを知らない、改正の具体的な内容を知らない等）ことや、**親族の所得を正確に把握できない従業員もいる**ことから、控除の要件や金額に改正がある年は負担が増大。

## II. 源泉徴収義務者の事務負担について

### 【事務負担の具体的な内容②：年末調整時】

事務負担の種類	事務負担の具体的な内容
扶養控除申告書などを適正に提出させるための説明・周知	基礎控除にあわせて、扶養控除等の所得基準も改正される場合、 <b>扶養控除等の申告を正しく行うための説明、周知を年末調整時に改めて行う。</b> 1)全従業員への同報メール文書 2)業務連絡文書の掲示 3)従業員からの質問への回答 4)経理担当者向けや従業員向け社内研修の開催 5)従業員が提出した申告書のチェック作業の負担増加 (※) 6)申告書に不備がある場合の対応業務 (差戻・再提出)増加 (※)

※申告書のチェック作業には下記のようなものがあり、年税額を精算する年末調整時に漏らさず実施する必要があることから、特に経理担当者の負担感が高い。

- ①**従業員が税制改正の内容を理解しているとは限らない**ので、申告内容が適正かどうか、根拠（親族の収入金額の見込みなどが分かる書類）の提出を求めてチェックする作業
- ②従業員や親族の**「所得金額の見込額」が正確でなかった場合や、年末調整の実施後に異動した場合の再申告・再計算**処理

その他、意見等

### III. その他

#### 1. 源泉徴収義務者の負担抑制の観点

基礎控除等の改正頻度が高くなると、給与計算ソフトの利用有無に関係なく、源泉徴収義務者の事務負担は増大すると考えられる。

現状においても、諸控除の適用条件が複雑化した結果、従業員やその親族の所得の見積額が適正かどうかや、申告内容に誤りがないかを確認し、申告が誤っている従業員に再申告を促すなどの業務負担は年を追うごとに増加している。

このため、**事務負担の抑制策が必要**ではないか。

#### 【例】

- (1) 基礎控除等の改正の頻度に関係なく、税額表の改正は数年に一回程度（一定の間隔（年数）ごと、または基準年から一定の増額があった時に改正するなど）とする。  
税額表の改正を行わない年は、年末調整や確定申告で精算する仕組みとする。
- (2) 基礎控除額等の改正を反映して税額計算を行うのは確定申告時のみ（または年末調整時と確定申告時のみ）とする。
- (3) 税額の精算手続きは確定申告に一本化し、年末調整を廃止する。

### Ⅲ. その他

#### 2. その他、本協議会の会員企業から挙げられた意見等

- (1) 改正の頻度が高くなるほど、システム開発ベンダーと源泉徴収義務者の負担は増えるが、国民の目線で考えると、物価変動がタイムリーに反映されるほうが望ましいのではないか。
- (2) 物価変動の影響をよりタイムリーに反映するため、法律上は物価変動率などの一定の指標に基づいて基礎控除額を定める旨規定し、控除額や税額表は告示などによって改正する方法もあるのではないか。  
(利子税の特例基準割合のような方式。ただし、改正から施行までの間には、源泉徴収義務者やシステム開発ベンダーが対応するための十分な期間が必要なのは変わらない。)
- (3) システム改修の負担もあるが、国民にとって分かりやすく、納得できる制度となれば、おのずと源泉徴収義務者の事務もシンプルになり、負担も減るのではないか。

### III. その他

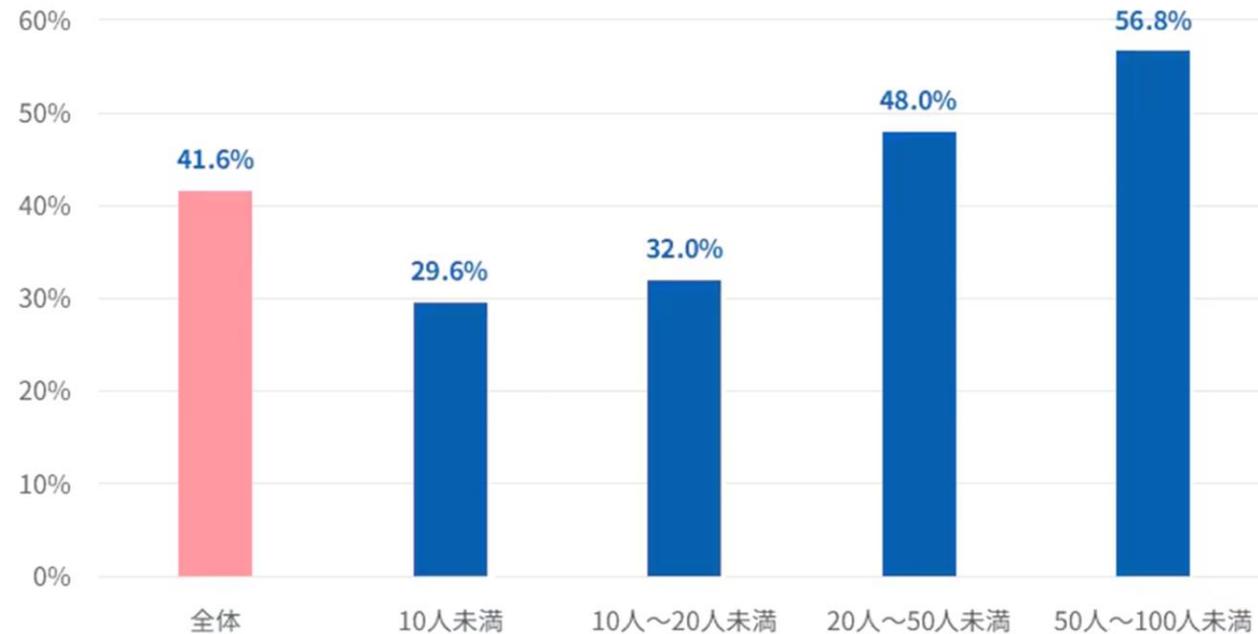
(ご参考) 給与計算ソフトの普及状況について

出典：「中小企業の給与・勤怠・労務管理の実態調査2025」株式会社弥生調べ

単一回答

#### 従業員数別の給与計算ソフト導入率

Q.現在、あなたの会社／お勤め先では、給与計算ソフト／システムを利用していますか (n=1000)



### III. その他

(ご参考) 給与計算ソフトの普及状況について

出典：「中小企業の給与・勤怠・労務管理の実態調査2025」株式会社弥生調べ

複数回答

#### ソフト未導入企業の業務手法

Q.以下の業務をどのような方法で処理していますか

